

## 平成30年 第11回蔵王町農業委員会総会議事録

第11回蔵王町農業委員会総会は、平成30年11月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻茂	2番	玉根可奈
3番	菅井啓二	4番	佐藤良彦
5番	平間栄	6番	山家一彦
7番	佐藤ゆり	8番	武田明夫
9番	平間博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口俊彦	三沢敏朗	山家文一
村上智彦	會田照	平間昭男
鈴木好和	山家照雄	川村富士男
我妻義明	佐藤雄一	杉山由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

大和憲男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂金毅
書記	佐藤良行 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 非農地証明願について
- 日程第3 報告事項2 農地法第5条第1項第7項の規定による通知について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第8 第5号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第11回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後3時00分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。大和憲男推進委員からは欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、平成30年第11回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
- 議 長 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、3番菅井啓二委員、4番佐藤良彦委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 非農地証明願の提出がありましたので、事務局に報告をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 続いて、現地調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。5番平間栄委員、6番山家一彦委員の2名を指名いたします。
- 議 長 報告と指名が終わりましたので、質問を許します。
- 議 長 質問はありませんか。
- 議 長 [なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 報告が終わりましたので、質問を許します。
- 議 長 質問はありませんか。
- 議 長 [なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。
- 議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 議 長 [事務局長朗読説明]

事務局長      なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。また、周辺農地への影響の有無について、4名の委員により現地調査済みです。

議長          では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

                 [8番委員により現況報告]  
                 [事務局補足説明]

議長          説明と報告が終わりましたので質疑を求めます。

4番委員      議案の24番、25番については、稲作がなされているということではないですか。

8番委員      現地では米が作付けされた跡がみられました。

4番委員      議案の24番と25番について、事務局の補足説明で、24番の譲渡人と25番の譲受人、同一人物ですが、太陽光下の営農の組合を抜けたがっているということでした。その、抜きたいという理由とかは把握していますか。

事務局      その理由までは確認しておりませんでした。

4番委員      では、24番の譲渡人と25番の譲受人、その相手方が営農組合に入ることですね。

事務局      そのとおりです。

議長          他に質問はありませんか。

                 [なしの声あり]

議長          質問がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

                 [異議なしの声あり]

議長          異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議長          日程第5 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

                 [事務局長朗読説明]

事務局長      なお、今回の申請は、農地法第4条第6項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われます。

                 農地区分は議案書のとおり、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済みです。

議長          では、現況を調査した委員は調査結果を報告してください。

                 [7番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はありませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読説明]

事務局 長 なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおり、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現況を調査した委員は調査結果を報告してください。

議 長 [7番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

4番委員 議案の40番ですが、第2種農地ということ。ここは市街地として発展する可能性もある場所かとも思われますが、そこにソーラーを設置する問題はないか、また、一時転用でなく永久転用で賃貸借となっている。パネルの耐用年数は20年程度だと思われるが、その辺はどうなるのか。

事務局 市街地化の可能性も否めませんが、農業委員会としては農地法に基づいて、農地を農地以外にすることの判断であって、市街化の想定での可否判断は出来ないものと考えます。また、永久転用ですが、かつて、最短の転用事業期間として20年の一時転用を受付けた事があります。その際に、県の見解として、20年後の農地への復元を果たして担保できるのかという観点から、県としては10年を目安に10年以上の転用は一時転用ではなく永久転用とするように指導するというものがありました。蔵王町でも県と町で判断が違うのは好ましくないものと判断し、そのように指導することとしております。よって、許可されて永久転用された場合、農地法は及びませんので、以降の貸借契約は当事者間で判断されます。

4番委員 確かに20年後に農地復元と言っても忘れられるような期間だと思えます。では、転用許可後に転売する事も可能であるという事ですか。

事務局 転用後は申請どおりの事業を行い、完了報告を提出しなければなりません。しかし、その後、その事業を他者に譲ったり、売ったり、事業を中断

議 長 して土地を売買することまで我々として制限することはできません。  
 他に質問はありませんか。  
 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は、原案  
 のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されまし  
 ました。

議 長 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
 による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたし  
 ます。事務局に説明をさせます。  
 [事務局長朗読説明]

事 務 局 長 なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要  
 件を満たしていると思われます。詳細につきましては、別紙調査書のと  
 おりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 なお、この議案32番につきましては、例月総会後に様々な貸借希望を  
 各委員にお知らせし、斡旋に尽力いただいておりますが、この件につ  
 いても宮地区の委員、とりわけ武田委員の尽力をもって申請となった案件  
 ですのでご紹介させていただきます。それでは質問ありませんか。

議 長 質問はございませんか。  
 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7第4号議案は原案の  
 とおり承認することに決してご異議ございませんか。  
 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されまし  
 ました。

議 長 日程第8 第5号議案 非農地証明願についてを議題といたします。現  
 況調査委員は報告をしてください。  
 [8番委員により現況報告]  
 [事務局補足説明]

議 長 報告が終了しましたので、質問を許します。

鈴木推進委員 指導事項があるものは、どのようにするのか。口頭か。

事 務 局 非農地証明書を交付するわけですが、それに記載することになります。

5 番 委 員 教えて欲しいのだが、雑種地とか原野の明確な判断ってあるのか。

事 務 局 法務局に行くまでは申請人も我々も主観的に判断している。まあ、雑種

地よりも原野の方が灌木や雑草で荒れているイメージだが、最終的に地目判断は法務局の登記官の職権になる。よって、ここに記載の地目として登記される確約はないものである。

議 長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第8 第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。  
(午後4時02分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成31年2月25日

議 長

---

3 番

---

4 番

---